



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

分掌変更／学院長及び校長を退任した理事長に対する退職給与  
～実質的に退職所得の要件を備えているとして源泉所得税納税告知処分を全部取消し！～

分掌変更に基づき役員退職給与が支払われる場合、損金性が認められるためには、職務内容の大きな変動が要件の一つとされています。職務内容の変動は、形式的にのみ判断するのではなく、あくまでも実質的に検証することが必要です。本件は、退任者が学校法人の理事長職にとどまっていたため、兼務していた学院長及び校長を退任したことが「退職の事実」に当たるかが争われた事例です。(平成23年4月14日京都地裁・納税告知処分・全部取消し、過誤納金返還請求・一部取消し・Z888-1590)。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

A学院は、亡Dにより創設された各学校の集合体であり、A学院各校は、社会的にも「A学院」との名称で一体のものとして認識され、また、一体として運営されていました。A学院学院長は、部長会議を通じてA学院全体を総括し、最終的な決裁権限を有していました。

原告は、A学院a校及びb校を設置する学校法人です。原告の理事長B(亡Dの妻)は、学院長とa校の校長を兼務していたところ、平成15年12月末日付けで学院長と校長を退任することとなり、原告はBに対し、退職金として3億2000万円を支給し、処分行政庁に対し、本件金員が退職所得であることを前提とした源泉所得税5251万500円を納付しました。これに対し、処分行政庁は、Bが退職した事実は認められないとして、本件金員を給与所得とする納税告知処分等を行いました。

なお、原告は平成15年12月20日の理事会において、学院長を最終決裁権を有する地位から、創立者に専属する象徴的な地位と再定義することを決議しています。

【裁判所の判断】

- 1 ある金員が所得税法30条1項にいう「退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与」に当たるというためには、それが、①退職すなわち勤務関係の終了という事実によって初めて給付されること、②労務の対価の一部の後払いの性質を有すること、③一時金として支払われること、との要件を備えることが必要であり、また、上記規定にいう「これらの性質を有する給与」に当たるというためには、それが、形式的には上記3要件のすべてを備えていなくとも、実質的にみて、これらの要件の要求するところに適合し、課税上、「退職により一時に受ける給与」と同一に取り扱うことを相当とするものであることを必要とするものと解すべきである。
- 2 Bの平成15年12月末日の前後における職務の変動について、従前の勤務関係の延長とは認められないなどの特別な事情があるかを検討するに、再定義後の学院長の職務は、A学院の教育の長として行う象徴的な業務に限定され、給与等の対価は支払われず、従前の学院長の職務内容及び法的地位とはその性質を大きく異にするものである。
- 3 被告は、Bが引き続き理事長職の地位にあったから、退職の事実はないと主張するが、理事会は必要に応じて開催されるものであり、勤務形態としては非常勤であって、認定事実によれば、原告における理事会の審議事項は限定的であり、他の学校法人に比べてその職務の範囲は狭小であったことが認められ、Bの理事長としての負担はそれほど大きくなかったことが認められるから、理事長職を継続していたことは、Bの職務に大きな変動があったとの認定を左右しない。
- 4 本件金員は上記退職所得要件①退職と同視できる事情、②労務の後払いの性質及び③一時金としての支給の各要件を備えており、「これらの性質を有する給与」に当たり、退職所得となる。

…(税法データベース編集室 正木洋子)

◇以上の判決例について詳細(全文・A4判32頁)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込み)で頒布しますので下記あてご一報ください。